平成２１年（フ）第５９０号
神戸市兵庫区今出在家町１丁目８番10号
破産者　鶴田　順一
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７８号
神戸市須磨区西落合４丁目１番223―102号
破産者　小松　正己
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０００号
滋賀県栗東市川辺331番地５、従前の住所兵庫県西宮市苦楽園五番町４番４号
破産者　小野　雅弘
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４号
北海道広尾郡広尾町紅葉通北２丁目３番地５
破産者　遠藤　早苗（旧姓西河）
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第２０７号
青森県五所川原市字芭蕉51番地６
破産者　針生　昌幸
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第２２０号
青森県つがる市牛潟町大田光96番地
破産者　佐々木弘次
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第２２１号
青森県つがる市牛潟町大田光96番地
破産者　佐々木悦子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第２２２号
青森県つがる市牛潟町大田光95番地２
破産者　佐々木克也
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
青森県つがる市柏広須藤枝１番地１
破産者　金澤　幸治
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
福島県郡山市安積町荒井字畑田12番地の４
破産者　武田　栄子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１号
福島県いわき市常磐湯本町栄田51番地の２、開始決定時の住所福島県いわき市渡辺町洞字田中島21番地の１
破産者　中村　　誠
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７１０号
横浜市磯子区中浜町５番16号、開始決定時の住所横浜市磯子区滝頭３丁目６番17号
破産者　安室　拡昭
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６３号
横浜市神奈川区子安通３丁目360番地１　サンマリーナ新子安903号
破産者　甘利まち子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２１号
横浜市鶴見区馬場４丁目３番５号
破産者　鈴木　芳孝
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２４号
京都市左京区岩倉西河原町379番地４
破産者　八木　篤彦
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５５７号
大阪府貝塚市澤717番地の２　コスモ二色の浜２―103号、開始決定時の住所大阪府泉南郡田尻町大字吉見956番地の１
破産者　射場　春男
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
岡山県倉敷市中畝４丁目15番39号
破産者　佐伯　陽子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第７１０号
愛媛県松山市須賀町２番17号
破産者　木原　貴史
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

第明治三十二種郵便物認可